一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町浅里字中野一六一六の二、一六一七、一六一八の一、一六一九の一、一六二〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町蓬原字屋部当二三八九の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町岩川字渡り二九〇五の一、末吉町諏訪方字中原北八七五七の一、八七五七の二、財部町下財部字平原四八三一の一(次の図に示す部分に限る。)、四八四七の一、四八四八の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡東串良町岩弘字段ノ平一八七六の四、一八七八の一五
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市新栄町一七〇七の一、一七一一の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町下財部字小坂ノ元六一一二の一八、六一一二の一九、六一一二の四四、六一一二の五九、字吹切六一九四の一一から六一九四の一三まで、六一九四の一六、六一九四の二〇、六一九五の二、六一九六の二三、六一九六の三五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町上名字吾平山五二五二の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千号

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十五年九月二十四日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
平成二十五年十月四日
国土交通大臣　太田　昭宏

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
京葉臨海鉄道株式会社	本線	白旗踏切
九州旅客鉄道株式会社	久大線	川見
九州旅客鉄道株式会社	久大線	境谷
九州旅客鉄道株式会社	長崎線	佐留志第二
九州旅客鉄道株式会社	香椎線	新原
九州旅客鉄道株式会社	久大線	八反田
島原鉄道株式会社	島原鉄道線	第72号

2．踏切支障報知装置を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
名古屋鉄道株式会社	瀬戸線	印場1号